長 崎 短 期 大 学 学 則

（昭和４７年４月１日制定）

第１章　総則

（目的）

第１条　長崎短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に基づいて、専門の学芸を教授研究し、実際的な専門教育、職業教育並びに幅広い教養を授け、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人の育成を目的とする。

（位置）

第１条の２　本学は、長崎県佐世保市椎木町６００番に置く。

（自己評価等）

第１条の３　本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　前項の点検及び評価の実施、結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

第２章　教育研究実施組織

（教育研究実施組織）

第２条　本学に、次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員

２　学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

３　前項のほか、副学長を置くことができる。

４　職員の服務規則は、別に定める。

第３章　運営組織

（運営会議）

第３条　本学に、大学運営全般に関し重要の事項を審議するため、運営会議を置く。

２　運営会議に関する規則は、別に定める。

（教授会）

第４条　本学に、学校教育法に基づき教授会を置く。

２　教授会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第４章　図書館

（図書館）

第５条　本学に、図書館を置く。

２　図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第５章　学科・学生定員及び修業年限

（学科及び収容定員）

第６条　本学において設置する学科・専攻及びその収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員

地域共生学科	１２５名	２５０名
保育学科	８０名	１６０名

（地域共生学科のコース）

第６条の２　地域共生学科に食物栄養コース、介護福祉コース並びに国際コミュニケーションコースを設ける。

２　食物栄養コースの収容定員は一学年３５人とする。

３　介護福祉コースの収容定員は一学年２０人とする。

４　国際コミュニケーションコースの収容定員は一学年６０人とする。

５　食物栄養コース及び介護福祉コースに関する規定は、別に定める。

（学科の教育目的）

第６条の３　第６条に掲げる各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

（１）　地域共生学科は、それぞれのコースの専門的知識や技能の習得を通して、豊かな人間力やコミュニケーション能力、主体的に学ぶ力を養い、地域に根ざし、地域に貢献できる人材を養成することを目的とする。

（２）　保育学科は、保育学を中心に現代の保育に必要な理論及び技術の習得を通して、知性と温かな人間性を養い、地域の保育の発展と向上に貢献できる人材を養成することを目的とする。

（修業年限及び在学年限）

第７条　学科の修業年限は、２年とする。

２　学生は、４年を超えて在学することはできない。

（長期履修）

第７条の２　保育学科では、学修機会の多様化を図ることを目的として、前条に定める修業年限及び在学年限を超えて履修し卒業することを希望する者を、長期履修生として許可することがある。

２　長期履修に関し、必要な事項は別に定める。

第６章　学年・学期及び休業日

（学年）

第８条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

（学期及び授業期間）

第９条　学年を次の２期に分ける。

前期　４月１日から９月３０日まで

後期　１０月１日から翌年３月３１日まで

２　学長は、前項の規定にかかわらず、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

３　第１項に定める各学期に二つの期間を置くことができる（４学期制）。

４　授業期間は、定期試験等の期間を含め３５週にわたることを原則とする。

（休業日）

第１０条　休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

２　必要がある場合、学長は、前項の休業日を変更することができる。

３　第１項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第７章　入学・退学及び休学

（入学の時期）

第１１条　入学の時期は、学年の始めとする。

２　特別の必要があり教育上支障がないときは、学年の中途においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

（入学資格）

第１２条　本学に入学できる者は、次の各号の一に該当し、本学の入学者選考に合格した者とする。

（１）　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

（２）　通常の課程による１２年の学校教育を修了した者

（３）　外国において学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

（４）　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものと認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（５）　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（６）　文部科学大臣の指定した者

（７）　高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

（８）　本学において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達したもの

（入学の出願）

第１３条　本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学者の選考）

第１４条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学の手続及び入学許可）

第１５条　前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人との連署の誓約書、その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

２　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学・再入学・転入学）

第１６条　本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することがある。

２　前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

（転学科）

第１６条の２　学生から転学科の願い出があったときは、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

２　転学科に関し必要な事項は、別に定める。

（退学）

第１７条　退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

２　いったん退学した者が再入学しようとするときは、退学後２年以内に限り、選考の上これを許可することがある。

（休学）

第１８条　疾病その他やむを得ない事情により３カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

（休学の期間）

第１９条　休学の期間は、１年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、更に１年以内の休学を許可することがある。

２　休学の期間は、通算して２年を超えることができない。

３　休学の期間は、第７条第２項の在学年限に算入しない。

（復学）

第２０条　休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（除籍）

第２１条　次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

（１）　第７条第２項に定める在学年限を超えたとき。

（２）　第１９条第２項に定める休学の期間を超えてなお復学できないとき。

（３）　授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。

（４）　正当な理由がなく、欠席が長期にわたるとき。

第８章　教育課程及び履修方法等

（授業科目及び教育課程）

第２２条　授業科目を、基礎教育科目、専門教育科目、専門関連科目及び教職に関する科目とし、これを各年次に配当して教育課程を編成する。

２　各授業科目を、必修科目及び選択科目に分ける。

３　開設する授業科目及び単位数等は別表第１、第２のとおりとする。

（単位の計算方法）

第２３条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外における学修等を考慮して、おおむね１５時間から４５時間までの範囲で単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

（単位の授与）

第２４条　授業科目履修者に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

２　試験に関する規定は、別に定める。

（成績の評価）

第２５条　学修成績の評価は、長崎短期大学試験規程による。

（既修得単位の取扱い）

第２６条　他の短期大学又は大学（外国の大学・短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本学第一年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとみなすことができる。

２　前項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、３０単位を超えないものとする。

（他の短期大学等における授業科目の履修等）

第２７条　本学において、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が他の短期大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

２　前項により他の短期大学等において修得した単位については、前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、３０単位を超えないものとする。

（外国の短期大学等における授業科目の履修等）

第２８条　本学において、教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、その外国の短期大学又は大学に留学し学修することを認めることがある。

２　前項により、学生が留学をして得た学修の成果については、第２６条第１項及び前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、３０単位を超えないものとする。

（大学以外の教育施設等における学修）

第２９条　本学において、教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

２　前項により、与えることができる単位数は、第２６条第１項、第２７条第１項及び前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、３０単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

第３０条　削除

第９章　卒業等

（卒業の要件）

第３１条　本学を卒業するためには、学生は２年以上在学し、別表第１、第２に定めるところにより所定の単位を修得しなければならない。

（卒業）

第３２条　本学に２年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

２　本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

（資格の取得）

第３３条　本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学科	資格及び免許状の種類
地域共生学科	①栄養士免許 ②介護福祉士受験資格
保育学科	①保育士資格 ②幼稚園教諭二種免許状

２　地域共生学科において栄養士免許・介護福祉士受験資格を取得しようとする者は、第３１条に規定する卒業の要件を充足するとともに、栄養士法及び同法施行規則、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

３　保育学科において保育士の資格を取得しようとする者は、第３１条に規定する卒業の要件を充足するとともに、児童福祉法及び同法施行規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

４　第１項に掲げる教職員免許状を取得しようとする者は、第３１条に規定する卒業の要件を充足するとともに、教育職員免許法及び同法施行規則に基づき、所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

第１０章　検定料、入学金、授業料

（検定料等の金額）

第３４条　本学の検定料、入学金、授業料等の金額は、次のとおりとする。

納付金の種別	金額	備考
検定料	３０，０００円	入学出願時
入学金	２００，０００円	入学時
授業料	７００，０００円	年額
教育充実費	２６０，０００円	年額

（授業料等の納付）

第３５条　授業料、教育充実費は、年額の２分の１ずつを、２期に分けて納付しなければならない。納期は、学期の始めとする。

２　特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

（退学、除籍、停学の場合の授業料等）

第３６条　学期の途中で退学又は除籍された者については、その学期分の授業料等を徴収する。

２　停学期間中の授業料等は徴収する。

（休学の場合の授業料等）

第３７条　休学を許可された者については、その学期の授業料等を徴収する。ただし、以降の学期の授業料等は徴収しない。

（復学の場合の授業料等）

第３８条　学期の途中において復学した者は、その学期の授業料等全額を納めなければならない。

（学年の途中で卒業する場合の授業料等）

第３９条　学年の途中で卒業する見込みの者は、その学期の授業料等全額を納めなければならない。

（納付した授業料等）

第４０条　納付した検定料、入学金及び授業料等は還付しない。

第１１章　特別入学生（社会人入学生、外国人留学生、科目等履修生及び聴講生）

（社会人入学生）

第４１条　社会人で高等学校卒業又は同等以上の学力を有し、本学に入学を志願する者がある時は、選考の上、学長が社会人入学生として入学を許可することがある。

２　社会人入学生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第４２条　外国人で、短期大学等において教育をうける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

２　外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生及び聴講生）

第４３条　本学の特定の授業科目を履修又は聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない範囲において、選考の上、科目等履修生又は聴講生として、学長が入学を許可することができる。
２　本学において、他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）との協議により、当該学生に科目等履修生として、学長が本学の授業科目を履修させることがある。
３　科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第１２章　賞罰

（表彰）
第４４条　学生として表彰に値する行為があった場合は、教授会の議を経て、学長が表彰する。
（罰則）
第４５条　本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。
２　前項の懲戒の種別は、退学、停学及び訓告とする。
３　前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
（１）　素行に問題があり、指導による改善の見込みがないと認められるとき。
（２）　学業が著しく不振であり、卒業の見込みがないと認められるとき。
（３）　正当な理由がなく、常に出席が基準に満たず、指導による改善の見込みがないと認められるとき。
（４）　本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反する行為があったとき。

第１３章　削除

第４６条　削除

第１４章　公開講座

（公開講座）
第４７条　社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第１５章　専攻科

（設置目的）
第４８条　専攻科は、短期大学における一般的及び専門的教養の基盤の上に立ち、さらに、専攻分野についての深い学識と研究能力を培うことを目的とする。
（設置する専攻科）
第４９条　本学に専攻科を設け、次の専攻科を置く。

専攻科名
保育専攻

（収容定員）
第５０条　専攻科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻科名	入学定員	収容定員
保育専攻	１０名	２０名

（修業年限及び在学年限）
第５１条　専攻科の修業年限及び在学年限は、次のとおりとする。

専攻科名	修業年限	在学年限
保育専攻	２年	４年

（学年・学期・休業日）

第５２条　専攻科の学年、学期及び休業日については、第８条から第１０条までの規定を準用する。

（入学時期）

第５３条　専攻科の入学時期は、第１１条の規定を準用する。

（入学資格）

第５４条　専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ、第２項に掲げる条件を満たした者とする。

（１）　短期大学を卒業した者

（２）　専修学校専門課程のうち、文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者

（３）　短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

２　保育専攻については、教育職員免許法第５条の規定による幼稚園教諭二種免許状を取得した者とする。

（入学選考）

第５５条　専攻科の入学者の選考は、第１３条及び第１４条の規定を準用する。

（入学手続）

第５６条　専攻科の入学手続きは、第１５条の規定を準用する。

（授業科目及び履修方法等）

第５７条　専攻科の教育課程及び履修方法は、第８章の規定を準用し、開設する授業科目及びその単位数は、別表第３のとおりとする。

（長期履修）

第５７条の２　保育専攻の学生が職業を有している等の事情により、第５１条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。（以下「長期履修」という。）

２　長期履修に関し、必要な事項は別に定める。

（単位の授与）

第５８条　授業科目を履修し、その試験に合格した者は、所定の単位を与える。

２　試験に関する規定は第２４条第２項の規定を準用する。

（修了要件）

第５９条　専攻科の修了の要件は、第５１条に定める修業年限以上在学し、次のとおりの単位を修得しなければならない。

専攻科名	単位数
保育専攻	６２単位以上

２　第１項の規定による単位を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長は修了を認定し、修了証書を授与する。

（入学検定料・入学金・授業料等）

第６０条　専攻科の検定料、入学金、授業料等の金額は次のとおりとする。授業料等の納期は、第３５条の規定を準用する。

納付金の種別	金額	備考
検定料	３０，０００円	入学出願時

入学金	１００,０００円	入学時
授業料	５００,０００円	年額
教育充実費	２３０,０００円	年額

（補則）

第６１条　この章に定めるもののほか、専攻科の学生に関し必要な事項は、学則及び長崎短期大学学生生活要綱を準用する。

附　則

本学則は、昭和４７年４月１日から施行する。

附　則（昭和５０年４月１日）

本学則は、昭和５０年４月１日から施行する。

附　則（昭和５１年４月１日）

本学則は、昭和５１年４月１日から施行する。

附　則（昭和５２年４月１日）

本学則は、昭和５２年４月１日から施行する。

附　則（昭和５３年４月１日）

本学則は、昭和５３年４月１日から施行する。

附　則（昭和５４年４月１日）

本学則は、昭和５４年４月１日から施行する。

附　則（昭和５６年４月１日）

本学則は、昭和５６年４月１日から施行する。

附　則（昭和５７年４月１日）

本学則は、昭和５７年４月１日から施行する。

附　則（昭和５８年４月１日）

本学則は、昭和５８年４月１日から施行する。

附　則（昭和５９年４月１日）

本学則は、昭和５９年４月１日から施行する。

附　則（昭和６０年４月１日）

本学則は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則（昭和６１年４月１日）

本学則は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則（昭和６２年４月１日）

本学則は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成元年４月１日）

本学則は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成２年４月１日）

本学則は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成３年４月１日）

本学則は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成４年４月１日）

１　本学則は、平成４年４月１日から施行する。

２　第２条の規定にかかわらず平成４年から平成１２年度までの間、次のとおり臨時定員増をする。

年度		平成４年度		平成５年度～平成１１年度		平成１２年度	
学科	定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物科		１３０名	２１０名	１３０名	２６０名	８０名	２１０名
英語科		１５０名	２３０名	１５０名	３００名	８０名	２３０名

附　則（平成５年４月１日）

本学則は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成６年４月１日）

本学則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成７年４月１日）

本学則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成８年４月１日）

本学則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年４月１日）

本学則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成１０年４月１日）

本学則は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則（平成１１年４月１日）

本学則は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年４月１日）

本学則は、平成１２年４月１日から施行する。

ただし、幼児教育学科に在学する者については、改正前の規定を適用する。

（学科の名称変更に伴う改正）

附　則（平成１２年４月１日）

１　本学則は、平成１２年４月１日から施行する。

２　保育学科及び英語科の学生の定員は、改正後の第２条の規定にかかわらず平成１２年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科	８０名	１３０名
英語科	５０名	１３０名

（保育学科及び英語科の収容定員の変更に伴う改正）附　則（平成１２年４月１日）

１　本学則は、平成１２年４月１日から施行する。

２　第２条、附則１７及び附則２６に規定する学生定員は、平成１２年度から平成１７年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

（臨時的定員の延長及び変更に伴う改正）

年度		平成１２年度		平成１３～１６年度		平成１７年度	
学科	定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物科		１２０名	２５０名	１２０名	２４０名	８０名	２００名
英語科		１００名	２５０名	１００名	２００名	５０名	１５０名

附　則（平成１２年４月１日）

本学則は、平成１２年４月１日から施行する。

（専攻科英語専攻の廃止に伴う改正）

附　則（平成１２年４月１日）

本学則は、平成１２年４月１日から施行する。

（第１条の２　自己評価等の条文化、第８条中等教育学校卒業者の入学資格追加、第２２条～２５条　単位互換及び短期大学又は大学以外の教育施設等における単位認定の拡大、第２９条第２項資格取得に関する条文化、第３０条、３１条、６２条授業料等の改定、第５６条、専門学校専門課程卒業者への入学資格追加、及び別表第１、第２、第３、第４、第５、第７、の教育課程等の一部変更に伴う改正）

附　則（平成１３年４月１日）

本学則は、平成１３年４月１日から施行する。

（第１条　男女共学制移行に伴う改正、第３０条、３１条、６２条授業料等の改定、及び別表第１～第２教育課程の一部変更に伴う改正）

附　則（平成１４年４月１日）

１　本学則は、平成１４年４月１日から施行する。ただし、改正後の別表第１の規程は平成１４年度入学者から適用する。

２　食物科の学生定員は、第２条及び付則第２７の規定にかかわらず、平成１４年度以降は、次の表に掲げるとおりとする。

年度		平成１４年度		平成１５年度以降	
学科	定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物科		４０名	１６０名	４０名	８０名

（食物科の改編に伴い、食物科の学生定員第２条及び教育課程第１８条５項別表第１項の一部変更に伴う改正）附　則（平成１５年４月１日）

１　本学則は、平成１５年４月１日から施行する。

２　食物科及び英語科の学生定員は第２条及び付則第２７の規定にかかわらず、平成１５年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
食物科	７０名	１１０名
英語科	７０名	１７０名

（食物科の入学定員の増及び英語科の臨時的定員の恒常的定員化に伴う改正）附　則（平成１６年４月１日）

本学則は、平成１６年４月１日から施行する。

（食物科及び英語科の開設授業科目の変更）

附　則（平成１７年４月１日）

１　本学則は、平成１７年４月１日から施行する。

（保育学科の入学定員の増に伴う改正及び専攻科食物栄養専攻並びに食物科教職課程の廃止に伴う改正）

２　保育学科の学生定員は第２条の規定にかかわらず、平成１７年度においては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科	１００名	１８０名

附　則（平成１８年２月１５日）

本学則は、平成１８年２月１５日から施行する。

附　則（平成１８年４月１日）

本学則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年４月１日）

本学則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年４月１日）

本学則は、平成２０年４月１日から施行する。

（専攻科（保育専攻）の設置に伴う改正）

附　則（平成２０年４月１日）

本学則は、平成２０年４月１日から施行する。

（英語科の教育課程変更に伴う改正）

附　則（平成２１年４月１日）

１　本学則は、平成２１年４月１日から施行する。

２　食物科及び英語科の学生定員は第６条の規定にかかわらず、平成２１年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
食物科	６０名	１３０名
英語科	８０名	１５０名

附　則（平成２２年４月１日）

本学則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年４月１日）

本学則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月１日）

１　本学則は、平成２４年４月１日から施行する。

（第１条、第６条の３、第３３条の改正、別表１、第２の１、第３の教育課程の一部変更、及び別表５－２の削除に伴う改正）

２　第２２条第５項別表第１に規定する食物科の教育課程は、平成２２年度入学者から適用する。

附　則（平成２５年４月１日）

本学則は、平成２５年４月１日から施行する。

（英語科から国際コミュニケーション学科への学科名称変更に伴う改正）

（食物科の教育課程変更に伴う改正）

附　則（平成２６年４月１日）

１　本学則は、平成２６年４月１日から施行する。

（保育学科保育専攻の教育課程変更に伴う改正）

（保育学科介護福祉専攻の教育課程変更に伴う改正）

２　保育学科保育専攻及び国際コミュニケーション学科の学生定員は第６条の規定にかかわらず、平成２６年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科保育専攻	１００名	１８０名
国際コミュニケーション学科	６０名	１４０名

附　則（平成２７年４月１日）

本学則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年４月１日）

1　本学則は、平成２８年４月１日から施行する。

（運営組織の改定）

（授業料の改定）

（調理コースから栄養士コースへの変更）

（製菓コースの教育課程変更）

（国際コミュニケーション学科の学期および教育課程の変更に伴う改正）

（長崎短期大学副学長の設置）

2　学則第３４条の規定は平成２８年度入学者から適用し、平成２７年度以前の入学者については、なお従前の規定による。

附　則（平成２９年４月１日）

本学則は、平成２９年４月１日から施行する。

（全学科の教育課程変更に伴う改正）

附　則（平成３０年４月１日）

本学則は、平成３０年４月１日から施行する。

（食物科栄養士コース、保育学科保育専攻並びに国際コミュニケーション学科の教育課程の変更に伴う改正）

附　則（平成３１年４月１日）

本学則は、平成３１年４月１日から施行する。

（保育学科保育専攻、保育学科介護福祉専攻並びに専攻科保育専攻の教育課程の変更に伴う改正）

附　則（令和２年４月１日）

1　本学則は、令和２年４月１日から施行する。

（地域共生学科の設置に伴う改正）

2　学則第６条、第９条、第２２条、第３３条、第３４条、第５７条の規定は令和２年度の入学者から適用し、令和元年度以前の入学者は、なお従前の規定による。

附　則（令和３年４月１日）

本学則は、令和３年４月１日から施行する。

（保育学科及び専攻科保育専攻の教育課程の変更に伴う改正）

附　則（令和４年４月１日）

本学則は、令和４年４月１日から施行する。

（全学科・専攻科の教育課程の変更に伴う改正）

（成績の評価の改正）

附　則（令和５年４月１日）

1　本学則は、令和５年４月１日から施行する。

2　学則第３４条、第６０条の規定は令和５年度の入学者から適用し、令和４年度以前の入学者については、なお従前の規定による。

（授業料等の改正）（短期大学設置基準の改正に伴う改正）

（全学科・専攻科の教育課程の変更に伴う改正）

附　則（令和６年４月１日）

本学則は、令和６年４月１日から施行する。

（第６条の２　介護福祉コースに関する規程の制定に伴う改正）

（地域共生学科介護福祉コース、国際コミュニケーションコース及び保育学科の教育課程の変更に伴う改正）

（第１３章厚生施設の削除）

附　則（令和７年４月１日）

本学則は、令和７年４月１日から施行する。

（第５条　図書館の名称から附属を削除）

（第９条　全学科で４学期制を採用）

（第２６条から２８条　文言の修正）

（地域共生学科介護福祉コースの教育課程の変更に伴う改正）

本学則は、令和８年４月１日から施行する。

（第６条　定員の変更）

（第６条の２　文言の修正）

（第７条の２を追加）

（第３３条　文言の修正）

（別表第１の修正）

地 域 共 生 学 科

別表第１（第22条第３項関係）

科目区分	授業科目の名称	授業の方法	単位数		配当年次	備　　考
			必修	選択		
基礎教育科目	大学教育入門	講義	1		1	
	データサイエンス基礎	講義	1		1	
	茶道文化Ⅰ	演習	1		1	
	茶道文化Ⅱ	演習	1		1	
	茶道文化Ⅲ	演習	1		2	
	茶道文化Ⅳ	演習	1		2	
	地域と人々	実習	1		1	
	地域と職業	講義	1		1	
	基礎化学	講義		2	1	
	基礎化学実習	実習		1	1	
	心理学	講義		2	1	
	ビジネスマナー	演習		1	1	
	福祉文化	演習		1	1	
	コンピュータ演習Ⅰ	演習		1	1	
	コンピュータ演習Ⅱ	演習		1	1	
	Office総合演習	演習		1	2	
	英語コミュニケーションⅠ	演習		1	1	
	英語コミュニケーションⅡ	演習		1	1	
	フランス語Ⅰ	演習		1	1	
	フランス語Ⅱ	演習		1	1	
	日本語Ⅰ	演習		1	1	
	日本語Ⅱ	演習		1	1	
	実践文書作成	演習		1	1	
	スポーツ実習	実習		1	1	
	スポーツ科学	講義		2	2	
	計		8	20		
専門教育科目（食物栄養コース）	栄養士論	講義		2	1	
	公衆衛生学	講義		2	2	
	社会福祉概論	講義		2	2	
	解剖生理学Ⅰ	講義		2	1	
	解剖生理学Ⅱ	講義		2	1	
	解剖生理学実習	実習		1	1	
	運動生理学	講義		2	2	
	生化学	講義		2	1	
	生化学実習	実習		1	1	
	食品学Ⅰ	講義		2	1	
	食品学Ⅱ	講義		2	1	
	食品学実習	実習		1	2	
	食品衛生学	講義		2	2	
	食品衛生学実習	実習		1	2	
	基礎栄養学	講義		2	1	
	応用栄養学	講義		2	1	
	応用栄養学実習	実習		1	2	
	臨床栄養学総論	講義		2	1	
	臨床栄養学各論	講義		2	2	
	臨床栄養学実習	実習		1	2	
	公衆栄養学	講義		2	2	
	栄養指導論Ⅰ	講義		2	1	
	栄養指導論Ⅱ	講義		2	2	

科目区分	授業科目の名称	授業の方法	単位数		配当年次	備　　考
			必修	選択		
専門教育科目（食物栄養コース）	栄養指導論実習Ⅰ	実習		1	1	
	栄養指導論実習Ⅱ	実習		1	2	
	給食管理論	講義		2	1	
	給食管理実習Ⅰ	実習		1	2	
	給食管理実習Ⅱ	実習		1	2	
	学外実習Ⅰ	実習		1	2	
	学外実習Ⅱ	実習		1	2	
	学外実習事前・事後指導	演習		1	2	
	調理学	講義		2	1	
	調理学実習ⅠA	実習		1	1	
	調理学実習ⅠB	実習		1	1	
	調理学実習ⅡA	実習		1	1	
	調理学実習ⅡB	実習		1	1	
	調理学実習Ⅲ	実習		1	2	
	調理学実習Ⅳ	実習		1	2	
	スポーツ栄養学	講義		2	1	
	スポーツ栄養学実習	実習		1	2	
	総合演習A	演習		1	1	
	総合演習B	演習		1	2	
	栄養士専門演習	演習		1	2	
	コース計		0	63		
専門教育科目（介護福祉コース）	人間の尊厳と自立	講義		2	1	
	人間関係とコミュニケーションⅠ	講義		2	1	
	人間関係とコミュニケーションⅡ	講義		2	2	
	社会の理解Ⅰ	講義		1	1	
	社会の理解Ⅱ	講義		2	1	
	社会の理解Ⅲ	講義		1	2	
	介護の基本A	講義		4	1	
	介護の基本B	講義		4	1	
	介護の基本C	講義		4	1	
	コミュニケーションA	演習		1	1	
	コミュニケーションB	演習		1	1	
	生活支援技術A	演習		4	1	
	生活支援技術B	演習		2	1	
	生活支援技術C	演習		2	2	
	生活支援技術D	演習		2	2	
	介護過程Ⅰ	演習		1	1	
	介護過程Ⅱ	演習		1	1	
	介護過程Ⅲ	演習		2	1～2	
	介護過程Ⅳ	演習		1	2	
	介護総合演習Ⅰ	演習		2	1	
	介護総合演習Ⅱ	演習		2	2	
	介護実習Ⅰ	実習		4	1	
	介護実習Ⅱ	実習		5	1～2	
	こころとからだA	講義		2	1	
	こころとからだB	講義		2	1	
	こころとからだC	講義		2	1	
	こころとからだD	講義		2	2	
	発達と老化の理解Ⅰ	講義		2	1	
	発達と老化の理解Ⅱ	講義		2	1	

科目区分		授業科目の名称	授業の方法	単位数		配当年次	備　　考
				必修	選択		
専門教育科目（介護福祉コース）		認知症の理解A	講義		2	1	
		認知症の理解B	講義		2	1	
		障害の理解Ⅰ	講義		2	1	
		障害の理解Ⅱ	講義		2	1	
		医療的ケアA	講義		2	2	
		医療的ケアB	講義		2	2	
		医療的ケアC	実習		2	2	
		コース計		0	79		
専門教育科目	コミュニケーション（言語・多文化）	英会話Ⅰ	演習		2	1	
		英会話Ⅱ	演習		1	1	
		英会話Ⅲ	演習		1	2	
		英会話Ⅳ	演習		1	2	
		英会話Ⅴ	演習		1	2	
		英会話Ⅵ	演習		1	2	
		英語検定Ⅰ	講義		2	1	
		英語検定Ⅱ	講義		2	1	
		英語検定Ⅲ	講義		2	2	
		英語ﾗｲﾃｨﾝｸﾞ&ｸﾞﾗﾏｰⅠ	講義		2	1	
		英語ﾗｲﾃｨﾝｸﾞ&ｸﾞﾗﾏｰⅡ	講義		2	2	
		英語演習Ⅰ	演習		2	2	
		英語演習Ⅱ	演習		2	2	
		英語特別演習Ⅰ	演習		1	1	
		英語特別演習Ⅱ	演習		1	1	
		中国語基礎Ⅰ	講義		2	1	
		中国語基礎Ⅱ	講義		2	1	
		中国語基礎Ⅲ	講義		2	1	
		中国語会話Ⅰ	演習		1	1	
		中国語会話Ⅱ	演習		1	2	
		中国語検定Ⅰ	講義		2	1	
		中国語検定Ⅱ	講義		2	1	
		中国語検定Ⅲ	講義		2	2	
		中国語ﾗｲﾃｨﾝｸﾞ&ｸﾞﾗﾏｰⅠ	講義		2	1	
		中国語ﾗｲﾃｨﾝｸﾞ&ｸﾞﾗﾏｰⅡ	講義		2	2	
		中国語特別演習Ⅰ	演習		1	1	
		中国語特別演習Ⅱ	演習		1	1	
		韓国語基礎Ⅰ	講義		2	1	
		韓国語基礎Ⅱ	講義		2	1	
		韓国語基礎Ⅲ	講義		2	1	
		韓国語会話Ⅰ	演習		1	1	
		韓国語会話Ⅱ	演習		1	2	
		韓国語検定Ⅰ	講義		2	1	
		韓国語検定Ⅱ	講義		2	1	
		韓国語検定Ⅲ	講義		2	2	
		韓国語ﾗｲﾃｨﾝｸﾞ&ｸﾞﾗﾏｰⅠ	講義		2	1	
		韓国語ﾗｲﾃｨﾝｸﾞ&ｸﾞﾗﾏｰⅡ	講義		2	2	
		韓国語特別演習Ⅰ	演習		1	1	
		韓国語特別演習Ⅱ	演習		1	1	
		基礎日本語Ⅰ	講義		2	1	
		基礎日本語Ⅱ	講義		2	1	

科目区分		授業科目の名称	授業の方法	単位数		配当年次	備考
				必修	選択		
専門教育科目（国際コミュニケーションコース）	コミュニケーション（言語・多文化）	日本語会話Ⅰ	演習		2	1	
		日本語会話Ⅱ	演習		2	1	
		日本語会話Ⅲ	演習		2	1	
		日本語会話Ⅳ	演習		2	1	
		日本語会話Ⅴ	演習		2	2	
		日本語会話Ⅵ	演習		2	2	
		日本語検定Ⅰ	講義		2	1	
		日本語検定Ⅱ	講義		2	1	
		日本語検定Ⅲ	講義		2	2	
		日本語ﾗｲﾃｨﾝｸﾞ＆ｸﾞﾗﾏｰⅠ	講義		2	1	
		日本語ﾗｲﾃｨﾝｸﾞ＆ｸﾞﾗﾏｰⅡ	講義		2	2	
		日本語演習Ⅰ	演習		2	2	
		日本語演習Ⅱ	演習		2	2	
		応用日本語	講義		2	2	
		総合日本語	講義		2	2	
		日本語ｱｸﾃｨﾌﾞﾗｰﾆﾝｸﾞ	演習		2	2	
		比較文化研究	講義		2	2	
		異文化理解演習	演習		2	1	
		国際・時事研究	講義		2	2	
	キャリアデザイン	キャリアガイダンス	講義		2	1	
		ビジネス文書	講義		2	1	
		実践ビジネスマナー	演習		1	1	
		ホテル業論	講義		2	1	
		ホスピタリティビジネス	講義		2	2	
		実践ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ﾘｰﾀﾞｰｼｯﾌﾟⅠ	実習		2	1	
		実践ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ﾘｰﾀﾞｰｼｯﾌﾟⅡ	実習		2	1	
		実践ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ﾘｰﾀﾞｰｼｯﾌﾟⅢ	実習		2	1	
	課題解決	Awesome Sasebo!Ⅰ	演習		1	2	
		Awesome Sasebo!Ⅱ	演習		1	2	
		Awesome Sasebo!Ⅲ	演習		1	2	
	ギャップイヤー	学外学修事前指導	講義		2	1	
		海外文化事情（留学）Ⅰ	実習		2	1	
		海外文化事情（留学）Ⅱ	実習		2	1	
		海外文化事情（留学）Ⅲ	実習		6	1	
		インターンシップⅠ	実習		2	1	
		インターンシップⅡ	実習		2	1	
		インターンシップⅢ	実習		2	1	
		インターンシップⅣ	実習		2	2	
		実践Awesome Sasebo!（サービスラーニング）Ⅰ	実習		2	1	
		実践Awesome Sasebo!（サービスラーニング）Ⅱ	実習		2	1	
		実践Awesome Sasebo!（サービスラーニング）Ⅲ	実習		2	1	
		実践Awesome Sasebo!（サービスラーニング）Ⅳ	実習		2	1	
		学外学修事後指導	講義		2	1	
		卒業研究	講義		2	2	
コース計					155		
専門教育科目合計					297		
合計				8	317		

卒業の要件

学生が卒業するためには、短期大学に２年以上在学し、本学が設定した授業科目を履修し、次の各号に定める単位を修得すること。

一　基礎教育科目から10単位以上

二　所属するコースの専門教育科目から36単位以上

三　合計62単位以上を修得すること

保　育　学　科

別表第２－１（第22条第３項関係）

科目区分	授業科目の名称	授業の方法	単位数		配当年次	備　　考
			必修	選択		
基礎教育科目	大学教育入門	講義	1		1	
	データサイエンス基礎	講義	1		1	
	茶道文化Ⅰ	演習	1		1	
	茶道文化Ⅱ	演習	1		1	
	茶道文化Ⅲ	演習	1		2	
	茶道文化Ⅳ	演習	1		2	
	日本国憲法	講義	2		1	
	ジェンダー論	講義		2	1	
	実践国語演習	演習		2	1	
	英語Ⅰ	演習	2		1	
	国際コミュニケーション演習	演習		2	1	
	保育学特別演習	演習		2	1	
	スポーツ科学	講義	1		2	
	スポーツ実習	実習	1		2	
	コンピュータ演習	演習		2	1	
	保育のＩＣＴ	演習		2	1	
保育に関する専門科目	保育原理	講義	2		1	
	教育原理	講義	2		1	
	子ども家庭福祉	講義	2		2	
	社会福祉	講義	2		1	
	社会的養護Ⅰ	講義	2		1	
	保育者論	講義		2	2	
	教育方法論	講義		2	2	
	教育経営論	講義		2	2	
	保育の心理学	講義	2		1	
	子ども家庭支援の心理学	講義		2	2	
	子どもの理解と援助	演習	1		2	
	臨床心理学	演習		2	2	
	子どもの保健	講義	2		1	
	子どもの健康と安全	演習	1		1	
	子どもの食と栄養	演習	2		1	
	子ども家庭支援論	講義		2	2	
	カリキュラム論	講義	2		1	
	保育内容総論	演習	2		1	
	保育内容演習Ⅰ（健康）	演習		1	1	
	保育内容演習Ⅰ（表現音楽活動）	演習		1	2	
	保育内容演習Ⅰ（表現造形活動）	演習		1	2	
	保育内容演習Ⅰ（人間関係）	演習		1	2	
	保育内容演習Ⅰ（環境）	演習		1	2	
	保育内容演習Ⅰ（言葉）	演習		1	2	
	乳児保育Ⅰ	講義	2		1	
	乳児保育Ⅱ	演習		1	2	
	特別支援教育概論	演習		2	1	
	社会的養護Ⅱ	演習		1	2	
	子育て支援	演習		1	2	
	保育相談	講義		2	2	

（保育学科）

科目区分	授業科目の名称	授業の方法	単位数		配当年次	備　　考
			必修	選択		
保育に関する専門科目	総合保育技術Ⅰ	演習		1	1	
	総合保育技術Ⅱ	演習		1	1	
	総合保育技術Ⅲａ	演習		1	2	
	総合保育技術Ⅲｂ	演習		1	2	
	総合保育技術Ⅲｃ	演習		1	2	
	総合保育技術Ⅳａ	演習		1	2	
	総合保育技術Ⅳｂ	演習		1	2	
	総合保育技術Ⅳｃ	演習		1	2	
	保育内容演習Ⅱ(保育教材研究ａ)	演習		1	1	
	保育内容演習Ⅱ(保育教材研究ｂ)	演習		1	2	
	保育内容演習Ⅱ(マーチングａ)	演習		1	1	
	保育内容演習Ⅱ(マーイングｂ)	演習		1	2	
	子どもと表現（ピアノ・楽典Ⅰａ）	演習		1	1	
	子どもと表現（ピアノ・楽典Ⅰｂ）	演習		1	1	
	子どもと表現（ピアノ・楽典Ⅱａ）	演習		1	2	
	子どもと表現（ピアノ・楽典Ⅱｂ）	演習		1	2	
	子どもと表現（ピアノ・楽典Ⅲａ）	演習		1	2	
	子どもと表現（ピアノ・楽典Ⅲｂ）	演習		1	2	
	子どもと表現（歌唱）	演習		1	1	
	子どもと表現（造形ａ）	演習		1	1	
	子どもと表現（造形ｂ）	演習		1	2	
	子どもの表現（リズム）	演習		1	1	
	子どもと健康	演習		1	1	
	子どもと言語	演習		1	1	
	子どもの心	演習		1	2	
	保育実習Ⅰ	実習		4	1･2	
	保育実習Ⅱ	実習		2	2	
	保育実習Ⅲ	実習		2	2	
	教育実習	実習		4	1･2	
	実習指導(保育実習指導Ⅰ・教育実習指導)	演習		2	1･2	
	保育実習指導Ⅱ	演習		1	2	
	保育実習指導Ⅲ	演習		1	2	
	保育実践演習(教職実践演習)(幼稚園)	演習		2	2	
	総合演習Ⅰ	演習		1	2	
	総合演習Ⅱ	演習		1	2	
合　　計			36	82		

卒業の要件

学生が卒業するためには、短期大学に２年以上在学し、本学が設定した授業科目を履修し、次の各号に定める単位を修得すること。

一　基礎科目については、外国語科目（２単位以上）、保健体育科目（講義及び実技２単位以上）を含めた12単位以上必要。

二　保育に関する専門科目については、必修科目（24単位）を含め50単位以上必要。

三　基礎教育科目（12単位以上）と保育に関する専門科目（50単位以上）の合計62単位以上の修得を卒業の要件とする。

教　職　課　程

別表第２－２　保育学科の教職課程（第22条第３項関係）
（教育職員免許法施行規則と本学科の対照履修方法）

免許法施行規則に定める科目区分			最低単位数	本学科開講科目	単位数 必	単位数 選	
第66条の6	日本国憲法		2	日本国憲法	2		
	体育		2	スポーツ科学	1		
				スポーツ実習	1		
	外国語コミュニケーション		2	英語Ⅰ	2		
				国際コミュニケーション演習		2	
	情報機器の操作		2	コンピュータ演習	2		
				保育のＩＣＴ		2	
	計		8	計	8	4	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域の専門的事項	健康	12	子どもと健康		1	4単位以上選択必修
		人間関係		子どもの心		1	
		環境					
		言葉		子どもと言語		1	
		表現		子どもと表現（ピアノ・楽典Ⅰa）		1	
				子どもと表現（ピアノ・楽典Ⅰb）		1	
				子どもと表現（ピアノ・楽典Ⅱa）		1	
				子どもと表現（ピアノ・楽典Ⅱb）		1	
				子どもと表現（造形ａ）		1	
				子どもと表現（造形ｂ）		1	
				子どもと表現（リズム）		1	
		これらの内容を合わせた科目					
	保育内容の指導法			保育内容総論	2		
				保育内容演習Ⅰ（健康）	1		
				保育内容演習Ⅰ（表現音楽活動）	1		
				保育内容演習Ⅰ（表現造形活動）	1		
				保育内容演習Ⅰ（人間関係）	1		
				保育内容演習Ⅰ（環境）	1		
				保育内容演習Ⅰ（言葉）	1		
				総合保育技術Ⅰ		1	
				総合保育技術Ⅱ		1	
				総合保育技術Ⅲａ		1	
				総合保育技術Ⅲｂ		1	
				総合保育技術Ⅲｃ		1	
				総合保育技術Ⅳａ		1	
				総合保育技術Ⅳｂ		1	
				総合保育技術Ⅳｃ		1	
				保育内容演習Ⅱ（保育教材研究a）		1	
				保育内容演習Ⅱ（保育教材研究b）		1	
				保育内容演習Ⅱ（マーチングa）		1	
				保育内容演習Ⅱ（マーチングb）		1	
	計		12	計	8	22	

免許法施行規則に定める科目区分		最低単位数	本学科開講科目	単位数 必	単位数 選
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理 保育原理	2 2	
	教職の意義及び教員及び教員の役割・職務内容		保育者論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育経営論	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		保育の心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	2	
	教育課程の意義及び編成の方法		カリキュラム論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術	4	教育方法論	2	
	幼児理解の理論及び方法		子どもの理解と援助	1	
	教育相談の理論及び方法		臨床心理学 保育相談	 2	2
教育実践	教育実習	5	教育実習 実習指導（保育実習指導Ⅰ、教育実習指導）	4 2	
	教職実践演習	2	保育実践演習（教職実践演習）（幼稚園）	2	
計		17	計	27	2
大学が独自に設定する科目		2	最低修得単位数を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて２単位以上を修得	0	
計		2	計	0	

専　攻　科（保育専攻）

別表第３－１（第57条関係）

科目区分		授業の名称	授業の方法	単位数 必修	単位数 選択	配当年次	備考
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目		幼児英語指導法	講義		2	2	
		実践コンピュータ	演習	2		1	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	子どもと健康特論Ⅰ	演習	1		2	
		子どもと健康特論Ⅱ	演習		1	2	
		子どもと人間関係特論	講義		2	2	
		子どもと環境特論	講義		2	2	
		子どもと言葉特論	講義		2	1	
		子どもと表現特論（音楽Ⅰ）	演習	1		1	
		子どもと表現特論（音楽Ⅱ）	演習		1	1	
		子どもと表現特論（造形Ⅰ）	演習	1		1	
		子どもと表現特論（造形Ⅱ）	演習		1	1	
	保育内容の指導法	保育内容（表現音楽）研究Ⅰ	演習	2		2	
		保育内容（表現音楽）研究Ⅱ	演習		2	2	
		保育内容（表現造形）研究Ⅰ	演習	2		2	
		保育内容（表現造形）研究Ⅱ	演習		2	2	
		保育内容（人間関係）研究	演習	2		1	
		保育内容（環境）研究	演習		2	1	
		保育内容（言葉）研究	演習		2	1	
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	保育原理特論	講義	2		1	
	教職の意義及び教員及び教員の役割・職務内容	保育職特論	講義	2		2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	保育経営論	講義	2		1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	心身の発達と学習過程	講義	2		1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育特論	講義		2	2	
	教育課程の意義及び編成の方法	カリキュラム特論	講義		2	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	臨床心理学特論	講義		2	1	
	教育相談の理論及び方法	保育児童（子育て）相談	講義	2		2	

科目 区分	授業の名称	授業の 方法	単位数		配当 年次	備考
その他の科目	子どもと道徳	講義		2	1	
	ホスピタリティ論	講義	2		2	
	障害福祉論	講義	2		2	
	子ども家庭援助技術特論	講義		2	2	
	子ども家庭福祉特論	講義	2		1	
	世代間交流論	講義		2	2	
	保育者看護論	講義		2	2	
	児童文化研究	講義		2	1	
	保育実践特別研究Ⅰ	演習		2	1	
	保育実践特別研究Ⅱ	演習		2	1	
	保育実践特別研究Ⅲ	演習		2	2	
	保育実践特別研究Ⅳ	演習		2	2	
	修了研究Ⅰ	演習	2		1	
	修了研究Ⅱ	演習	2		1	
	修了研究Ⅲ	演習	4		2	
	文書講読プレゼンスキル演習	演習		2	1	
	生涯スポーツ	演習		1	2	
	芸術論	講義		2	2	
合計			35	48	83	

修了の要件

必修科目35単位は必ず履修し、62単位以上の修得を修了の要件とする。

教　職　課　程

別表第３－２　専攻科（保育専攻）の教職課程
（教育職員免許法施行規則と本専攻の対照履修方法）

免許法施行規則に定める科目区分			最　低 単位数	本学科開講科目	単位数
第66条の6	日本国憲法		0(2)		—
	体育		0(2)		—
	外国語コミュニケーション		0(2)	幼児英語指導法	2
	情報機器の操作		0(2)	実践コンピュータ	2
	計		0(8)	計	4
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域の専門的事項	健康	4 (16)	子どもと健康特論Ⅰ	1
				子どもと健康特論Ⅱ	1
		人間関係		子どもと人間関係特論	2
		環境		子どもと環境特論	2
		言葉		子どもと言葉特論	2
		表現		子どもと表現特論（音楽Ⅰ）	1
				子どもと表現特論（音楽Ⅱ）	1
				子どもと表現特論（造形Ⅰ）	1
				子どもと表現特論（造形Ⅱ）	1
		複数の事項を合わせた科目			
	保育内容指導法			保育内容（表現音楽）研究Ⅰ	2
				保育内容（表現音楽）研究Ⅱ	2
				保育内容（表現造形）研究Ⅰ	2
				保育内容（表現造形）研究Ⅱ	2
				保育内容（人間関係）研究	2
				保育内容（環境）研究	2
				保育内容（言葉）研究	2
	計		4	計	26
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		4 (10)	保育原理特論	2
	教職の意義及び教員及び教員の役割・職務内容			保育職特論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			保育経営論	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			心身の発達と学習過程	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育特論	2
	教育課程の意義及び編成の方法			カリキュラム特論	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		教育の方法及び技術	0 (4)		
		幼児理解の理論及び方法		臨床心理学特論	2
		教育相談の理論及び方法		保育児童（子育て）相談	2
教育実践	教育実習		0 (5)		
	教職実践演習		0 (2)		
計			4 (17)	計	18

免許法施行規則に定める科目区分	最　低 単位数	本学科開講科目	単位数
大学が独自に設定する科目	12 (14)	最低修得単位数を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて２単位以上を修得	0
計	12 (14)	計	0

注）括弧内の数値は二種を含めた単位数を示す。